

税の申告は早めに

所得税
町県民税
国民健康保険税

確定申告 2月16日(木)～3月15日(水)

2月16日(木)から、所得税の確定申告と町県民税、国民健康保険税の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(水)までに申告してください。

2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。
なお、還付申告は、2月16日(木)以前では税務署で受け付けています。

所得税

サラリーマンなど給与所得の方
《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

次のような方は申告が必要です。

- ① 昨年の給与の収入額が2千万円を超える方
- ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額（不動産所得など）が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

事業所得や不動産所得がある方
《主な収入が給与収入以外の方》

次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入（家賃や地代など）がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方
- ④ 年金を受けている方で年金以外の収入がある方や、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けられる方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ① 平成17年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合

- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合（医療費控除）
 - ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合（雑損控除）
 - ④ 住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合（住宅借入金等特別控除）
- ※詳しくは税務署までお問い合わせください。

申告に必要なもの

- ・ 申告書と印鑑（申告書は会場にもあります）
- ・ 国民年金保険料・社会保険料・医療費の領収書、生命保険料・損害保険料の控除証明書など控除に必要な書類（平成17年分の申告から、国民年金保険料の納付証明書の添付が義務付けられました）
- ・ 給与・年金の源泉徴収票
- ・ 銀行などの口座番号が分かるものと届け出印（所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方）

町県民税（住民税）

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

- ① 平成18年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方
- ② サラリーマンで、次のいずれかにはあてはまる方

- ・ 勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
- ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方（20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です）
- ・ 平成17年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった方
- ・ 所得税がかからない方で、医療費控除、雑損控除を受けようとする方

国民健康保険税

国民健康保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告が、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて国民健康保険税が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

※町県民税・国民健康保険税とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。申告書は申告会場にあります。
※町県民税と国民健康保険税のお問い合わせは、播磨町役場税務グループへ

税務署からのお知らせ

①消費税が改正されました！

平成15年度の税制改正で、消費税の事業者免税点が3千万円から1千万円に引き下げられました。

新たに消費税の課税事業者となる場合には、届出書の提出などの手続きが必要となります。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

▶問い合わせ 加古川税務署 個人課税第4部門
☎0794(21)1245

※役場では消費税申告は受け付けできませんので、ご了承ください。

②所得税の確定申告書作成コーナー

国税庁ホームページに、パソコン画面から金額などの必要事項を入力することにより、税額などを自動計算し、簡単に確定申告書が作成できるコーナーがあります。ぜひご利用ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

③自書申告にご協力を！

税務署では、納税者の方々が申告書などを作成される場所を提供し、職員は申告書など作成の助言を行う方式（自書申告）を推進しています。これは、申告書などを自分で作成できれば、翌年から税務署へ行かなくても済むという納税者の方々の利便を考慮したものです。

「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控」などを参考に確定申告書をご自分で正しく作成し、早期に提出されますようご協力をお願いします。

税務署もしくは地区申告相談所にお越しの場合には、「前年分の収支内訳書や申告書の控」などをご持参ください。

また、確定申告書の提出や納税を期限までに行わなかったり、税額を少なく申告していた場合には、加算税や延滞税を納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

確定申告書のお問い合わせや提出は加古川税務署へ

- ▶相談日 月～金曜日（土・日・祝日は休み）
- ▶相談時間 午前9時～正午、午後1時～5時
- ▶問い合わせ 所得税・消費税に関すること ☎0794(21)2953
贈与税に関すること ☎0794(21)2954

- ※申告と納税は期限内に
- ・ 所得税・贈与税 3月15日(水)
- ・ 消費税(個人事業者) 3月31日(金)
- ※2月19日・26日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。
- ※駐車場スペースが少ないので、車での来場はご遠慮ください。



還付申告専用会場のご案内

今年も、次の会場にて還付申告書作成会場を開設します。サラリーマン（中途退職された方を含む）や年金所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除の還付申告をされる方はご利用ください。

- 加古川市役所 10階
- ▶開設期間 2月16日(木)～3月3日(金)（土・日曜日を除く）
- ▶相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時



税理士による地区申告相談所

税理士による申告相談所を、次の会場で開設します。（無料）お気軽にご利用ください。（前年分の収支内訳書の控えや申告書の控え・筆記用具・計算器具はご持参ください）
なお、町県民税・国民健康保険税の申告および譲渡所得・贈与税・相続税関係の相談は行っていません。

- ① 播磨町中央公民館 特別研修室
- ▶開設期間 3月1日(水)、2日(木)
- ▶受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分
- ▶相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時
- ② イトーヨーカドー別府店
- ▶開設期間 2月27日(月)～3月1日(水)
- ▶相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時

申告受付会場

- ▶場所 播磨町役場第1庁舎 2階202会議室
- ▶期間 2月16日(木)～3月15日(水)
- ▶受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

※日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合があります。あらかじめご了承ください。（特に、初日から数日間は混雑が予想されます）

- ▶受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告

※譲渡所得・事業所得(1年目)・住宅借入金等特別控除(1年目)・青色申告・準確定申告・損失申告の方は税務署で申告してください。

- 申告に際しての注意事項
- ・ 医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。
- ・ 事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。（役場では、収支内容についての指導は行っていません）

問い合わせ

税務グループ
☎0794(35)0358
加古川税務署
☎0794(21)2951

実際にどのくらい税金の額がかわるの？

モデルケースを紹介しますので、参考にしてください。

ケース① 年金受給者の場合（今まで非課税だったが、18年度より課税になる方）
本人68歳（年金収入240万）、妻68歳（年金収入90万円）



	平成17年度		平成18年度	
	所得税	住民税	所得税	住民税
①公的年金収入	2,400,000		2,400,000	
②公的年金控除	1,400,000		1,200,000	
③雑所得（①－②）	1,000,000		1,200,000	
④社会保険料控除	150,000		150,000	
⑤配偶者控除	380,000	330,000	380,000	330,000
⑥ 老年者控除	500,000	480,000	0	0
⑦基礎控除	380,000	330,000	380,000	330,000
⑧所得控除合計（④～⑦）	1,410,000	1,290,000	910,000	810,000
⑨課税標準額（③－⑧）	0	0	290,000	390,000
税 額	0	0	23,200	8,100

収入が同じでも
所得が
上がります！

老年者控除の
廃止

※単位は円

昭和15年1月2日以前に生まれた方で合計所得が125万以下の方は18年度住民税額が3分の2減額して課税されます。

ケース② 給与所得者の場合

本人45歳（給与収入550万）、妻（専業主婦）、子ども2人（17歳、12歳）



	平成17年度		平成18年度	
	所得税	住民税	所得税	住民税
①給与収入	5,500,000		5,500,000	
②給与所得	3,860,000		3,860,000	
③社会保険料控除	500,000		500,000	
④生命保険料控除	50,000	35,000	50,000	35,000
⑤損害保険料控除	15,000	10,000	15,000	10,000
⑥配偶者控除	380,000	330,000	380,000	330,000
⑦扶養控除	1,010,000	780,000	1,010,000	780,000
⑧基礎控除	380,000	330,000	380,000	330,000
⑨所得控除合計（③～⑧）	2,335,000	1,985,000	2,335,000	1,985,000
⑩課税標準額（②－⑨）	1,525,000	1,875,000	1,525,000	1,875,000
税 額	122,000	84,400	122,000	91,400

所得税と住民税
では所得控除の
額がそれぞれ
違います。

※単位は円

定率減税が改正されます。（住民税は平成18年度から、所得税は18年分から）**県民緑税**が課税されます。

※上記のモデルケースはあくまでも参考ですので、不明な点があれば役場税務グループまでお問い合わせください。

税（住民税・所得税）の改正についてのお知らせ

広報11月号でも特集しましたが、税制改正について再度お知らせします。

以下の①～③は全年齢の方に適用される改正点です。

① 定率減税の改正

所得税と住民税の一定割合について減税されていた定率減税が、右表のように引き下げられます。
（住民税は平成18年度から・所得税は平成18年分から改正）

	改正前	改正後
住民税（所得割）	15% （上限4万円）	7.5% （上限2万円）
所 得 税	20% （上限25万円）	10% （上限12万5千円）

② 県民緑税の導入（住民税のみ）

兵庫県では、「緑」の保全・再生を社会全体で支える仕組みとして、「県民緑税」（県民税均等割の超過課税として年額800円上乗せ）を平成18年度から導入し、災害に強い森づくりや防災・環境改善のための都市の緑化を進めます。 【**県民税均等割額**】平成17年度まで…1,000円 → 平成18年度から…1,800円

③ 妻の均等割の全額課税（住民税のみ）

均等割が課税されているご主人と播磨町内で生計を同一にしている奥さんの均等割については、平成17年度は2分の1課税でしたが、18年度からは全額課税となります。

	平成17年度まで（改正前）	平成18年度から（改正後）
住民税	1,500円	3,000円
県民税	500円	1,800円 （県民緑税含む）
合 計	2,000円	4,800円

次に、④～⑥は65歳以上の方に適用される改正点です。

④ 公的年金等控除の改正

65歳以上の方（昭和16年1月1日以前生まれの方）について、公的年金収入から所得を算出する際の計算式が以下のように改正されます。

<65歳以上の人の公的年金等に係る雑所得額の計算方法> ※65歳未満の方についての算出方法は変更ありません。

平成17年度まで（改正前）		平成18年度から（改正後）	
年金の収入金額(A)	雑所得の算出方法	年金の収入金額(A)	雑所得の算出方法
260万円以下	(A)－140万円	330万円以下	(A)－120万円
260万円超460万円以下	(A)×75%－75万円	330万円超410万円以下	(A)×75%－37万5千円
460万円超820万円以下	(A)×85%－121万円	410万円超770万円以下	(A)×85%－78万5千円
820万円超	(A)×95%－203万円	770万円超	(A)×95%－155万5千円

⑤ 老年者控除の廃止

65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の方に適用される老年者控除（住民税：48万円、所得税：50万円）が廃止されます。

なお、老年者控除の対象者は「寡婦控除」または「寡夫控除」の対象外でしたが、老年者控除の廃止に伴い、65歳以上（昭和15年1月1日以前生まれ）であっても寡婦または寡夫の要件に該当する場合は、その対象となります。

⑥ 65歳以上の方に対する非課税措置の廃止（住民税のみ）

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方への非課税措置が廃止されます。

ただし、平成17年1月1日現在65歳に達している方（昭和15年1月2日以前生まれの方）については、経過措置として、平成18年度は住民税の額の3分の2を、平成19年度は3分の1を減額し、平成20年度から全額課税となります。（県民緑税は経過措置の対象にはなりません）